

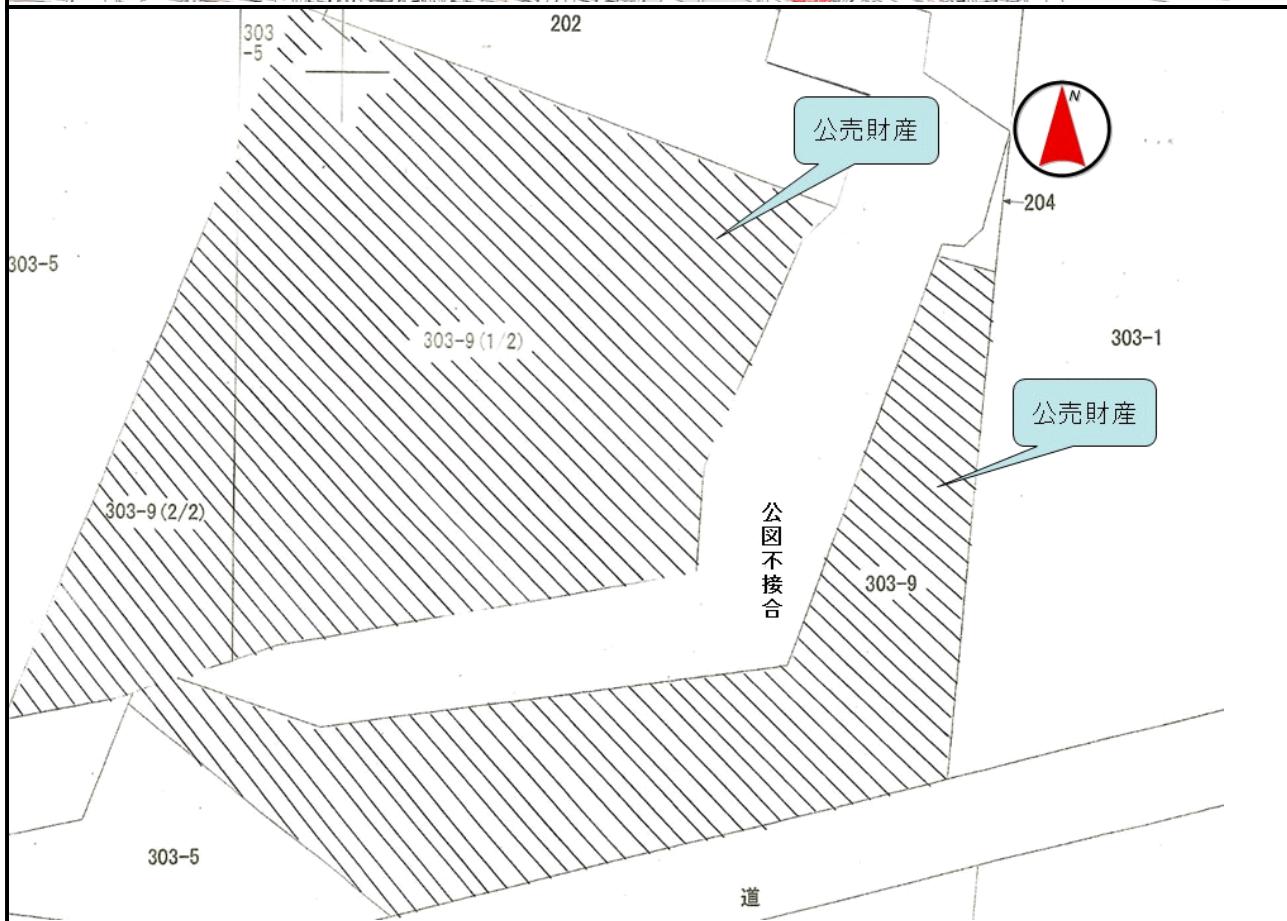
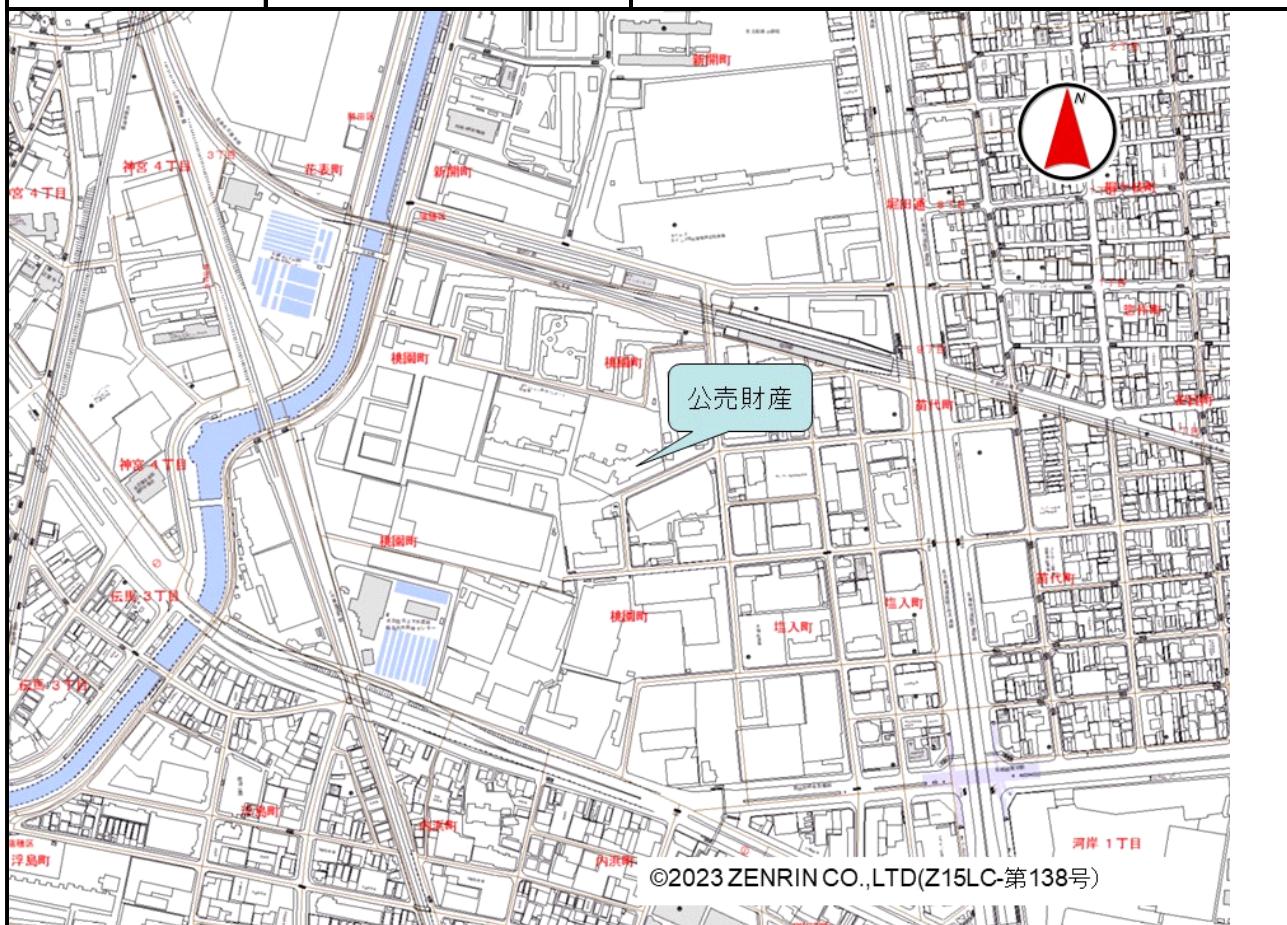
売却区分番号	1048-1		
見積価額	¥19,520,000	公売保証金	¥2,000,000
財産の表示	1 (一棟の建物の表示) 所在 愛知県名古屋市瑞穂区桃園町 303 番地 9 建物の名称 ライオンズステージ瑞穂ペンティアス 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 15 階建 床面積 1 階 956.60 平方メートル 2 階 989.76 平方メートル 3 階 922.52 平方メートル 4 階 922.52 平方メートル 5 階 922.52 平方メートル 6 階 922.52 平方メートル 7 階 922.52 平方メートル 8 階 922.52 平方メートル 9 階 922.52 平方メートル 10 階 922.52 平方メートル 11 階 417.42 平方メートル 12 階 417.42 平方メートル 13 階 417.42 平方メートル 14 階 352.67 平方メートル 15 階 352.67 平方メートル  (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 1 所在及び地番 名古屋市瑞穂区桃園町 303 番 9 地目 宅地 地積 5,724.48 平方メートル  (専有部分の建物の表示) 家屋番号 桃園町 303 番 9 の 1008 建物の名称 1008 種類 居宅 構造 鉄筋コンクリート造 1 階建 床面積 10 階部分 69.15 平方メートル  (敷地権の表示) 土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 108 万 7521 分の 7395		
間取り	3LDK		
公法上の規制	工業地域 建蔽率 60% 容積率 200% 準防火地域 絶対高 31 メートル高度地区		

売却区分番号	1048-1		
見積価額	¥19,520,000	公売保証金	¥2,000,000
	緑化地域		
接道状況	南側 幅員約9メートル舗装市道 ほぼ等高接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	平成17年5月19日新築（登記による） 令和7年10月2日現在、公売財産所有者が居住している。		
管理状況等	<p>公売財産の管理は、管理委託契約に基づき管理会社である株式会社大京アステージ名古屋東支店が行っている。</p> <p>公売財産の買受人は、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、所有者の権利義務を承継する。</p> <p>公売財産に係る管理費等については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理費 月額 9,540円</li> <li>(2) 修繕積立金 月額 9,020円</li> </ul> <p>なお、令和7年11月7日現在、管理費等 148,480円（令和7年4月から同年11月までの分）が未納である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売財産に係る駐車場使用料については、月額6,000円である。</li> </ul> <p>なお、公売財産の買受人は、「ライオンズステージ瑞穂ペントティアス管理規約（ライオンズステージ瑞穂ペントティアス管理組合）」に基づき、所有者の権利義務を承継する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おって、令和7年11月7日現在、未納駐車場使用料 48,000円（令和7年4月から令和7年11月までの分）が未納である。</li> </ul> <p>この管理委託その他の内容については、当該管理会社に確認すること。</p> <p>株式会社大京アステージ名古屋東支店 電話 052-728-0730</p>		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペット飼育細則に従い、犬・猫その他の動物を飼育することができる。</li> <li>・駐車場の使用については、別途契約が必要である。</li> </ul>		
住居表示等	愛知県名古屋市瑞穂区桃園町3番10号 ライオンズステージ瑞穂ペントティアス1008号		
最寄駅等	名古屋鉄道 名古屋本線 堀田駅 徒歩約3分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意していた だく事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的な事項を十分ご理解の上、ご入札ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。</li> <li>・図面は、現況と異なる場合があります。</li> <li>・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示しております。</li> <li>・公売財産の種類又は品質に関する不適合があつても、国は担保責任等を負いません。</li> <li>・国は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは全て買受人の責任において行うことになります。</li> <li>・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>・土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> </ul>		

売却区分番号	1048-1		
見積価額	¥19,520,000	公売保証金	¥2,000,000
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。</li> <li>・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。</li> <li>・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。</li> <li>・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。</li> </ul>		
陳述書等の提出について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。</li> <li>暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。</li> <li>なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。</li> <li>また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。</li> <li>・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。</li> <li>なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。</li> </ul>		

売却区分番号

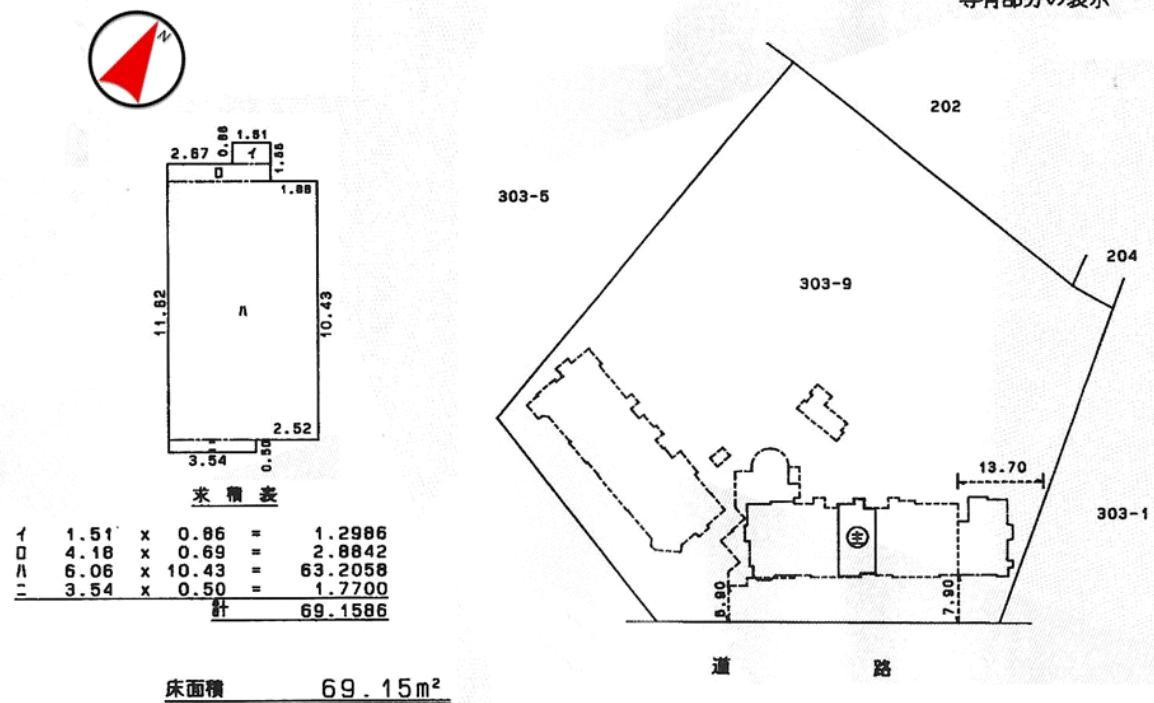
1048-1



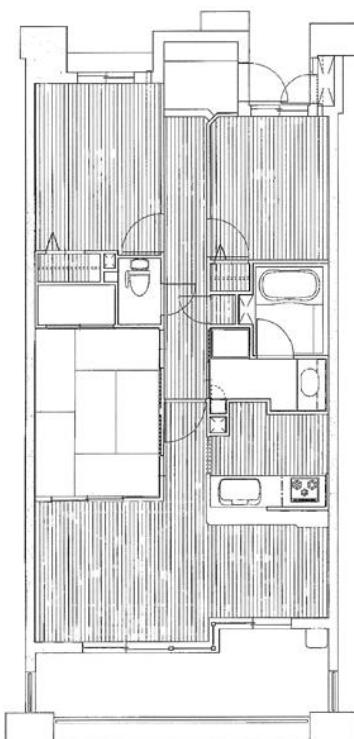
売却区分番号

1048-1

専有部分の表示



建物の存する部分 10 階



※この間取図は概略を示すためのものであり、現状と異なる場合があります。

売却区分番号

1048-1



壳却区分番号

1048-1

